

技能検定職種の統廃合等に関する意見募集について

令和6年1月17日
厚生労働省
人材開発統括官付
能力評価担当参事官室

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第44条に基づき実施される技能検定は、現在131職種を対象に実施されています（別添1参照）。

技能検定については、平成20年度に「技能検定職種の統廃合等の見直しに関する専門調査員会」を開催し、平成21年1月に、検定職種の統廃合等に係る検討体制、統廃合等の作業計画、統廃合等の判断基準等を内容とする報告書が取りまとめられました（別添2参照）。

厚生労働省では、本報告書に基づき技能検定職種の統廃合等の推進を図るため、学識経験者その他の有識者からなる「技能検定職種の統廃合等に関する検討会」を開催し、必要な検討を行っています（別添3参照）。

この検討の一環として、統廃合等の対象職種に係る社会的便益を検討するに際して、パブリックコメントを行うこととなっていることから、令和5年度の検討対象職種となっている「枠組壁建築」職種（別添4参照）に係る統廃合等について、下記のとおり、広く国民の皆様から御意見を募集いたします。

記

1 御意見募集期間

令和6年1月17日（水）から令和6年2月16日（金）まで（郵送についても、募集期間内の必着とします。）

2 御意見提出方法

次のいずれかの方法により、御提出願います。

郵送の場合

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省 人材開発統括官付 能力評価担当参事官室 宛て

電子政府の総合窓口（e-Gov）意見提出フォームを使用する場合

「パブリックコメント：意見募集中案件詳細」画面の意見提出フォームへのボタンをクリックし、「パブリックコメント：意見提出フォーム」により提出を行ってください。

3 御意見提出に当たっての注意事項

提出していただく御意見は日本語に限ります。また、個人の場合は、氏名・住所等の連絡先を、法人の場合は、法人名・所在地を記入してください（御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために使用します）。お寄せいただいた御意見について、個別の回答はいたしかねます。また、氏名及び住所その他の連絡先を除き、公表させていただくことがありますので、あらかじめ御了承願います。

以上